

福島市公告第1号

消防車両が第72回文化財防火デー消防訓練においてサイレンを吹鳴して走行するので、消防法(昭和23年法律第186号)第26条第3項により次のとおり公告する。

令和8年1月9日

福島市長 馬場 雄基

記

- 1 日 時 令和8年1月24日（土）
午前10時30分～11時00分
- 2 場 所 福島市岡島字宮畠78番地（じょーもぴあ宮畠）
- 3 吹鳴等を行うサイレン
訓練参加の消防車両のサイレン